

令和 3 年 第 3 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

その 2

令和 3 年 9 月 2 2 日 提出

目

次

議案第95号	令和3年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第7号) -----	1
議案第96号	和解について -----	12

令和3年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312,928千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,377,879千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		14,579,526	134,967	14,714,493
	2 国庫補助金	2,753,412	134,967	2,888,379
16 県支出金		5,910,778	161,128	6,071,906
	2 県補助金	1,087,195	161,128	1,248,323
20 繰越金		4,113,111	16,833	4,129,944
	1 繰越金	4,113,111	16,833	4,129,944
歳入合計		78,064,951	312,928	78,377,879

### 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,928,430	10,870	10,939,300
	1 総務管理費	9,067,031	10,870	9,077,901
4 衛生費		9,351,257	166,540	9,517,797
	1 保健衛生費	5,277,492	166,540	5,444,032
6 農林水産業費		233,959	7,270	241,229
	1 農業費	158,067	7,270	165,337
7 商工費		1,850,916	120,489	1,971,405
	1 商工費	1,850,916	120,489	1,971,405
8 土木費		5,248,208	7,759	5,255,967
	3 河川費	364,663	4,543	369,206
	5 住宅費	281,723	3,216	284,939
歳出合計		78,064,951	312,928	78,377,879

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	14,579,526	134,967	14,714,493
16 県支出金	5,910,778	161,128	6,071,906
20 繰越金	4,113,111	16,833	4,129,944
歳入合計	78,064,951	312,928	78,377,879

## 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	10,928,430	10,870	10,939,300
4 衛生費	9,351,257	166,540	9,517,797
6 農林水産業費	233,959	7,270	241,229
7 商工費	1,850,916	120,489	1,971,405
8 土木費	5,248,208	7,759	5,255,967
歳 出 合 計	78,064,951	312,928	78,377,879

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	地方債	その他	一般財源
国県支出金			
10,870	0	0	0
164,736	0	0	1,804
0	0	0	7,270
120,489	0	0	0
0	0	0	7,759
296,095	0	0	16,833

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	14,579,526	134,967	14,714,493
2 国庫補助金	2,753,412	134,967	2,888,379
1 総務費国庫補助金	317,453	10,870	328,323
3 衛生費国庫補助金	574,441	3,608	578,049
4 商工費国庫補助金	13,230	120,489	133,719
16 県支出金	5,910,778	161,128	6,071,906
2 県補助金	1,087,195	161,128	1,248,323
3 衛生費県補助金	108,511	161,128	269,639
20 繰越金	4,113,111	16,833	4,129,944
1 繰越金	4,113,111	16,833	4,129,944
1 繰越金	4,113,111	16,833	4,129,944
歳 入 合 計	78,064,951	312,928	78,377,879



(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	6,793	3 マイナポイント事業費補助金 (10/10) 4 文化芸術振興費補助金	3,031 3,762
3 地方創生臨時交付金	4,077	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	4,077
1 保健衛生費補助金	3,608	9 健(検)診結果利活用情報標準化整備事業補助金 (2/3)	3,608
2 地方創生臨時交付金	120,489	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	120,489
1 保健衛生費補助金	161,128	10 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 (医療分)	161,128
1 前年度繰越金	16,833	1 前年度繰越金	16,833

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	10,928,430	10,870	10,939,300		
1 総務管理費	9,067,031	10,870	9,077,901		
7 企画費	870,369	3,031	873,400	国庫支出金	3,031
13 文化行政費	458,026	7,839	465,865	国庫支出金	7,839
4 衛生費	9,351,257	166,540	9,517,797		
1 保健衛生費	5,277,492	166,540	5,444,032		
1 保健衛生総務費	3,107,424	166,540	3,273,964	国庫支出金	3,608
				県支出金	161,128
				一般財源	1,804
6 農林水産業費	233,959	7,270	241,229		
1 農業費	158,067	7,270	165,337		
5 農地費	24,551	7,270	31,821	一般財源	7,270
7 商工費	1,850,916	120,489	1,971,405		
1 商工費	1,850,916	120,489	1,971,405		
1 商工振興費	1,792,034	120,489	1,912,523	国庫支出金	120,489

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
13 委託料		3,031	50 情報化推進経費 1 情報化推進経費	3,031 3,031
11 需用費		654	190 新型コロナウイルス感染症対策事業費	7,839
1 消耗品費		654		
13 委託料		3,353		
18 備品購入費		3,832		
13 委託料		166,540	20 健康増進事業費 1 がん検診事業費  100 新型コロナウイルス感染症対策事業費	5,412 5,412  161,128
13 委託料		7,270	10 農業用排水路維持管理事業費	7,270
11 需用費		100	110 新型コロナウイルス感染症対策事業費	120,489
1 消耗品費		100		
12 役務費		389		
1 通信運搬費		100		

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
8 土木費	5,248,208	7,759	5,255,967		
3 河川費	364,663	4,543	369,206		
3 水路管理費	63,547	4,543	68,090	一般財源	4,543
5 住宅費	281,723	3,216	284,939		
1 住宅管理費	281,723	3,216	284,939	一般財源	3,216
歳 出 合 計	78,064,951	312,928	78,377,879		

(単位 千円)

節		説明	
区 分	金 額		
2 広告料	289		
19 負担金補助及び交付金	120,000		
11 需用費	4,543	10 水路維持管理経費	4,543
6 修繕料	4,543		
22 補償補填及び賠償金	3,216	70 (仮称) 小和田地区市営住宅整備事業費	3,216

和解について

次のとおり和解する。

令和3年9月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 損害賠償の額 金1,424,613円
- 2 損害賠償の相手方 市外在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和3年3月17日午前9時5分頃、茅ヶ崎市代官町5番13号先において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が、集積場所付近に停車するため、車道の左側に寄せたところ、後方を走行していた相手方二輪車と接触し、損害を与えたため、これに対する修理費等を賠償するものです。

提案理由

本案は、公用車の事故について和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案する。